

○副議長 玉城 勇君 皆さんおはようございます。議長が体調不良により、本日欠席する旨の連絡がありました。よって、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の職務を行います。大変緊張しておりますけれども、議員各位のご協力をお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○副議長 玉城 勇君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって2番 新垣善之議員、3番 岡崎 晋議員を指名します。

日程第2．議長諸般の報告

○副議長 玉城 勇君 日程第2．議長諸般の報告をいたします。議員からは議員提出案件として、意見書第3号 「飛び安里空港」を那覇空港の愛称として求める意見書、決議第3号 「飛び安里空港」を那覇空港の愛称として求める要請決議、意見書第4号 「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書、意見書第5号 「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書、意見書第6号 「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書の意見書4件と決議書1件が提出されており、お手元に配付してあります。次に、各常任委員長から付託議案の委員会審査報告書、陳情審査報告書、閉会中の継続審査の申出が提出されております。それぞれ後刻別紙議事日程のとおり議題といたします。以上をもって諸般の報告といたします。

○副議長 玉城 勇君 これから議案の上程に入ります。

日程第3．議案第33号 南風原町税条例の一部を改正する条例

○副議長 玉城 勇君 日程第3．議案第33号 南風原町税条例の一部を改正する条例について議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○**総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん** おはようございます。それでは総務民生常任委員会の報告をいたします。議案第33号 南風原町税条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、6月9日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、6月10日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、6月12日にまとめと採決を行いました。審査において、一部改正による特例措置の対象者と告知方法について確認があり、町広報、ホームページ、LINE等で実施することや納税通知書を送付する際に説明文書を同封することで丁寧に告知していくと説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○**副議長 玉城 勇君** これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○**副議長 玉城 勇君** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○**副議長 玉城 勇君** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第33号 南風原町税条例の一部を改正する条例について採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○**副議長 玉城 勇君** 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4．議案第34号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○**副議長 玉城 勇君** 日程第4．議案第34号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○**総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん** 議案第34号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、6月9日の本会議に上程され、提案理由の説明

を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、6月10日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、6月12日にまとめと採決を行いました。審査において、国民健康保険税が減免された場合の財政支援についての確認があり、減免による保険税収入の減少分は、その全額が財政支援の対象となると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○副議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第34号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○副議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5．議案第35号 南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○副議長 玉城 勇君 日程第5．議案第35号 南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第35号 南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、6月9日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、6月10日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、6月12日にまとめと採決を行いました。審査において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の条件を満たした被用者に対して傷病手当金を支

給するための新たな規定で、その全額が財政支援の対象となると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○副議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第35号 南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○副議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6．議案第36号 南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

○副議長 玉城 勇君 日程第6．議案第36号 南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第36号 南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、6月9日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、6月10日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、6月12日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○副議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

か。

(「進行」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第36号 南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○副議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7. 議案第37号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

○副議長 玉城 勇君 日程第7. 議案第37号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第37号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、6月9日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、6月10日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、6月12日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○副議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論

を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第37号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○副議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8．議案第38号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○副議長 玉城 勇君 日程第8．議案第38号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第38号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 審査の経過
本案は、6月9日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、6月10日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、6月12日にまとめと採決を行いました。審査において、小規模保育園卒園から認可保育園への入園状況について確認があり、過去3年間で約30名の対象園児が、個別の事由がある1名を除きスムーズに入園していると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○副議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第38号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。
(起立全員)

○副議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9．議案第39号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○副議長 玉城 勇君 日程第9．議案第39号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第39号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、6月9日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、6月10日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、6月12日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○副議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第39号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例について採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○副議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第10. 議案第40号 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○副議長 玉城 勇君 日程第10. 議案第40号 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第40号 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、6月9日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、6月10日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、6月12日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○副議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第40号 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○副議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第11. 議案第41号 令和2年度南風原町一般会計補正予算（第2号）

○副議長 玉城 勇君 日程第11. 議案第41号 令和2年度南風原町一般会計補正予算（第2号）について議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第41号 令和2年度南風原町一般会計補正予算（第2号） 審査の経過 本案は、6月9日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、各担当部長、課長、職員の出席を求め、6月10日に総務部税務課、住民環境課、総務課、民生部保健福祉課、こども課、国保年金課、6月11日に教育部生涯学習文化課、学校教育課、教育総務課、経済建設部まちづくり振興課、産業振興課の審査を行いました。その審査の中で主な事項について報告いたします。

民生部保健福祉課、予算書15ページ、歳出3款、民生費、1項、社会福祉費、2目、老人福祉費。新型コロナウイルス感染拡大防止に係る高齢者の見守り・介護予防事業について。新型コロナウイルス感染拡大防止により、外出自粛期間が長期化していることから、定期的に訪問し介護予防指導を実施するために看護師1名の配置と公用車2台の購入を計上。対象者は単身高齢者と高齢者のみの世帯で、在宅介護支援センター、包括支援センターの看護師、保健師も一緒に訪問の強化を図ると説明がありました。それから新型コロナウイルス感染拡大防止に係る高齢者の買い物支援事業について。対象者は単身高齢者と高齢者のみの世帯で、周りに支援する親族がいない方たちで、役場で申請後に利用券を交付しタクシー会社に予約依頼。利用時には運転手に商品メモと代金を渡し、買い物後に商品を高齢者に届けるシステムであると説明がありました。経済建設部産業振興課、予算書22ページ、歳出7款、商工費、1項、商工費、1目、商工振興費。地域消費促進事業について。1世帯当たり額面5,000円の商品券を3,000円で期間を設定して販売し、完売できなければ2回目の販売期間を設けるなど、町内経済の活性化を図ること、また経済効果は1万6,000世帯に5,000円の商品券で8,000万円になり、さらに商品券印刷等経費で約1,500万円の経費を想定しているが、これも町内印刷業者の活性化につながると説明がありました。経済建設部まちづくり振興課、予算書23ページ、歳出8款、土木費、4項、都市計画費、1目、都市計画費。南風原北インターチェンジ周辺地区調査検討業務委託料について。沖縄振興特別推進交付金を活用し、基本的にはイオンショッピングモールを中心とした北側、東側、西側地区の地権者の意向調査、事業方針の検討が主な内容であると説明がありました。委員からは、地権者の意向調査に当たり、町と委託業者が一緒になって取り組むことで、早期に土地利用計画につなげてほしいと要望がありました。教育部学校教育課、予算

書26ページ、歳出10款．教育費、2項．小学校費、2目．教育振興費。予算書27ページ、歳出10款．教育費、2項．中学校費、2目．教育振興費。電子黒板に係るパソコン及びプロジェクター備品購入について。沖縄振興特別推進交付金を活用し、電子黒板のパソコンとプロジェクターの機能強化を目的に、耐用年数の経過した平成21年度、23年度、25年度に導入したものを入替え、小学校に106セット、中学校に43セット配置すると説明がありました。

討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○副議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは1点質疑したいと思います。今、最後に委員長から説明のありました電子黒板ですけれども、資料もいただいております、委員会の資料ですね、ありがとうございます。今、入替えというふうに言っていたんですけれども、つまりここでいう資料の平成21年度と23年度、25年度のを合計すると149台、これのパソコンとプロジェクターを全て今年で入れ替える、要するに新品にするということによろしいんですか。予算の額で言うと小学校で106セット、予算額は5,949万4,000円、中学校で43セットということで2,419万1,000円、これは新機種に入れ替えるそのような理解でよろしいですか。

○副議長 玉城 勇君 浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん お答えいたします。そうですね、一応、全て入れ替えるというふうに確認をいたしました。

○副議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 一括交付金がある間に有効活用をするための取組かなというふうにも考えられますけれども、1年で149台の入替えですから、これは整備年度、最初が平成21年度ですので、保守期間が4年ということもあって、物によって保守とか、これでいくとメンテナンスとかいろいろ変わってくると思いますけれども、今後の方針などについても示されているのか、これは保守の4年ごとに全部入れ替えていくという考え方なのか、それとも今後はいろんな補助事業とかそういったものを見越して、少し状況も勘案しながらやるのかということですね。4年に1回全部買い替えていくとふうになると非常に大きな負担だなと感じるわけで、その辺も委員会で説明があったかどうか教えていただければと思います。

○副議長 玉城 勇君 浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん ご質疑の内容については、詳しく委員会のほう

では説明等は聞いておりませんので、よろしければ休憩をいただいて、今説明していただいてもよろしいでしょうか。

○副議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時35分）

再開（午前10時35分）

○副議長 玉城 勇君 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○副議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第41号 令和2年度南風原町一般会計補正予算（第2号）について採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○副議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第12. 議案第42号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○副議長 玉城 勇君 日程第12. 議案第42号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第42号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 審査の経過 本案は、6月9日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、6月10日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、6月12日にまとめと採決を行いました。今回の補正では、議案第35号南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例で上程している新型コロ

ナウイルス感染症に係る傷病手当金の計上であり、2人の方が15日間入院したという仮定で積算していると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○副議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第42号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○副議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第13. 議案第46号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○副議長 玉城 勇君 日程第13. 議案第46号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第46号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 審査の経過 本案は、6月9日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、6月10日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、6月12日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○副議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

か。

(「進行」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第46号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○副議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第14. 議案第43号 町道の路線の認定について

○副議長 玉城 勇君 日程第14. 議案第43号 町道の路線の認定について議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん おはようございます。それでは経済教育常任委員会の報告をいたします。議案第43号 町道の路線の認定について 審査の経過 本案は、6月9日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。6月10日に委員会を開き、関係部長、課長及び担当職員の出席を求め質疑応答を行い、まとめと採決を行いました。また、委員全員で認定する路線について現地調査を行い、執行部から県道128号線を移管するに当たり、町道290号線として認定する必要がある旨の説明を受けました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○副議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 議案審査、現場視察お疲れさまでございました。1点質疑いたします。この現場は、津嘉山の真ん中を通して、照屋が起点ですけれども、津嘉山の皆さんか

ら見れば、津嘉山の真ん中の通りを通過して南星中学校に使うというのが一番大きな利用の状況、歩行者にとってはですね、そうであろうと理解しておりますが、私なりに現場を見ましても歩道が大変小さい、しかもその歩道の真ん中に電柱が立っていたり、大変支障の多い県道になっています。先日の宮城寛諄議員の一般質問の中でも取り上げられましたけれども、あれはそのまま町道にされて、それを町の負担で改善するとなると大変だと。質疑の中でもありましたし、多分委員会でもあったと思いますが、県と共同の管理といいますか、重複して県道でもあり、かつ町道でもあるというようなことを聞いておりますが、この間の一般質問で県は優先順位としてはかなり後のほうであってなかなか改善は見込めない、ただし一部買収できていない、用地取得ができていないところについては行うことにしているというような説明があったかと思うんですが、町民の立場、利用者の立場からすれば、特に南星中学校に通う子供たちからすれば、特に津嘉山の地内、また喜屋武や照屋から南星中学校に向かうときの右側ですね、その道路は大変危険で改善の余地が大いにあると私は思いますが、委員会としてこの道路の改善を求めると、当然これは改善すべきものだとということで、そのような改善を求める意思を委員会として確認をしておりますか、お聞きします。

○副議長 玉城 勇君 赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 委員会として改善を要望するということは特になかったんですけども、実質県が管理しているし、まだ未買収があるということは県がやるべきであるという意見はありました。そして町として移管を受ける際に納得できる形でなければ移管は受けないというような説明はありました。以上です。

○副議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ありがとうございます。今のお答えとこれまでの報告を総合しますと、結局、県は優先順位はかなり後だと、南風原町はそういう条件が整備されない限りは移管を受けないということであれば、今のままだといつまでたっても直らないというふうなことが十分予想されてしまうわけです。それで先日の寛諄議員の一般質問の中でも、町長からは議会も協力して何とかこれを改善してほしいというような発言がありました。私はそこで、これまでの審議は審議として、今後、希望であるんですけども、経済教育委員会を先頭にして、これは改善すべきだという決議を提案してもらって、決議を委員会ですべていただいて、その後に本会議でも意見書を出すと、意見書を議決してしかるべき機関に出すと。そして、それは経済教育委員会を中心に検討してもらえればいいんですが、私のイメージの中では、例えば津嘉山区長、照屋区長、喜屋武区長、そして南星中学校の校長先生、PTA会長などなど一緒になってこの改善を求めていくべきではないかと思えます。私たち南風原町議会は、近いところでは兼平団地の上のほうですとか、それから議長がおられる総合団地の地滑り防止、こういったものを決議してしかるべきところに働きかけて、改善をさせている実績がありますし、少し前には宮平保育所前の信号機、それから津嘉山のスーパー、ユニオンの前の信号機、それから今新しい保育園を造っている、津嘉

山の明星保育園……じゃない、つかざん保育園か、そこの交差点ですね、そこの信号機、これも設置をさせたという実績がありますから、今議題となっている県道128号線についても是非そのような努力をすべきだろうと私は思っていますので、ここでは委員長に決意を聞くわけにはいかないと思いますので、今後は是非そこを経済教育委員会の皆さんを先頭に、大変でしょうけれども頑張ってください、議会全体としてバックアップをして、町民要求に応えていくべきだろうと思いますが、個人としては意見を言えないかと思いますが、そういうふうに申し上げて、要望として委員長に申し上げたいと思います。もし、所見がありましたらお聞かせください。

○副議長 玉城 勇君 赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 委員会で検討することになるかもしれませんが、できれば討論のほうで言っていたかったかと、私のほうは思います。要望です。今回は認定ですので、認定をしなければ次に進めない部分もありますので、今回は認定ですので、委員会としては可決ということで決定しております。よろしくお願ひします。

○副議長 玉城 勇君 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

休憩します。

休憩 (午前10時51分)

再開 (午前10時52分)

○副議長 玉城 勇君 再開します。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第43号 町道の路線の認定について採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○副議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり

可決することに決定しました。

日程第15. 議案第44号 町道の路線の変更について

○副議長 玉城 勇君 日程第15. 議案第44号 町道の路線の変更について議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん それでは報告いたします。議案第44号 町道の路線の変更について 審査の経過 本案は、6月9日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。6月10日に委員会を開き、関係部長、課長及び担当の出席を求め質疑応答を行い、まとめと採決を行いました。また、委員全員で変更する路線について現地調査を行いました。執行部から南風原バイパス側道部の供用開始に伴い、町道の路線整備を行う必要がある旨の説明を受けました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○副議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 お伺いします。この町道の路線変更につきましては、議案に図面も添えていただいております。合計6か所にわたって、単純に計算しますと478メートル、町道が減るという構図になっているかと思えます。町にとってはこの町道が減る分、整備の負担が減っていくと思うんですけども、一方、交付金も減るといふうに聞きました。この交付金がどのように計算されてどう減っていくのか、委員長でお答えいただけるか、あるいは担当部署でお答えいただけるか、ちょっと仕組みを教えてくださいと思います。

○副議長 玉城 勇君 赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 今回、交付金についての説明は受けておりません。町道が廃止になったところについては、町の財産としての土地の部分は残りますけれども、管理が国道のほうに移るといふ説明を受けております。

〔「休憩願います」の声あり〕

○副議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時56分）

再開（午前10時57分）

○副議長 玉城 勇君 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○副議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第44号 町道の路線の変更について採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○副議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第16. 議案第45号 那覇市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについて

○副議長 玉城 勇君 日程第16. 議案第45号 那覇市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについて議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん それでは報告いたします。議案第45号 那覇市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについて 審査の経過 本案は、6月9日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。6月10日に委員会を開き、関係部長、課長及び担当職員の出席を求め質疑応答を行い、まとめと採決を行いました。執行部からは南風原町の公共下水道を那覇市の住民が使用することについて、那覇市と協議する必要がある旨の説明を受けました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○副議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第45号 那覇市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについて採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○副議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

○副議長 玉城 勇君 暫時休憩します。

休憩 (午前11時01分)

再開 (午前11時11分)

○副議長 玉城 勇君 再開します。

日程第17. 陳情第9号 (令和元年) 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情

○副議長 玉城 勇君 日程第17. 陳情第9号 (令和元年) 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情について議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情第9号 (令和元年) 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情 審査の経過 本件は、令和元年6月11日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では、令和2年

6月12日に委員会を開き、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手少数による不採択であります。以上です。

○副議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第9号(令和元年)について討論を行います。討論ありませんか。7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 陳情第9号(令和元年)の意見書採択に賛成する立場から討論を申し上げます。私は、陳情第9号(令和元年)の意見書を採択すべきとの立場から述べたいと思います。もうすぐ慰霊の日が来ます。今度の沖縄戦で摩文仁の原野を逃げ回る、私の兄弟たちの命を艦砲射撃が一瞬にして奪いました。今は平和の礎に刻銘されています。私にとって慰霊の日は無念に死んだ兄弟たちを思う日なのです。今年も礎に行き、刻銘された兄弟たちの前に立ち、恒久平和を願って行動することを報告します。私自身はそのような姿勢から恒久平和を乱す醜い戦争へと結びつく新たな基地建設に反対します。日本政府が国防政策上、これ以上の基地建設をするというなら、沖縄に住む我々は、これまで沖縄が経てきた虐げられた歴史的背景に照らしてみると、なぜにまた沖縄なんだと憤りを感じざるを得ません。沖縄以外の全国全ての自治体を等しく基地建設の候補地として、そして沖縄という一地域への一方的な押しつけにならないようにするのが公正で民主的なやり方だと考えます。今、日本政府が推し進めている辺野古への基地建設のあり方は民主的なやり方とは言えません。よって、今回の議題になっている陳情第9号(令和元年)である、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情に賛成します。以上です。

○副議長 玉城 勇君 次に原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 ほかに討論ありませんか。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 3番議員岡崎 晋です。私は、2019年3月25日付で本議会に提出された陳情第9号(令和元年) 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、またこの後、続けて上程される同じ内容、趣旨の2件の陳情採択に賛成の立場で、これから掲げる五つの観点から討論し、意見を申し上げます。

まず1つ、国は、辺野古が唯一と言い続けているが、本当なのか。これは差別ではない

か。国は、辺野古が唯一の選択だとずっと言うており、2015年4月に沖縄県庁でようやく実現した沖縄の基地政策の責任者である菅官房長官との初めての会談で、翁長前知事が、肅々と言う言葉は上から目線だと抗議するまで肅々と進めると言うてきました。なぜ辺野古が唯一なのか国は明確な理由を示していません。稲嶺元知事も仲井眞元知事の1期目でも、新基地は県外または国外にと公約して当選しました。移設先としてこれまで鹿児島県の徳之島など奄美諸島や馬毛島など、多くの案が浮上してきても、その地元で反対論が起きるとこれらの案はすぐに消え去りました。最新の事例を挙げると、2日前の6月17日、突然にイージス・アショアの配備計画が取りやめになりました。理由は、技術的に安全の保障が担保できないということです。辺野古の安全をどう保障されているのでしょうか。昨年、イージス・アショア配備の候補地山口県と秋田県で事前調査の測量ミスが判明すると担当大臣はすぐさま現地におわびに飛んで行っています。沖縄県で3人の米兵による少女暴行事件、沖縄国際大学に大型ヘリが墜落した重大事故、世間を騒がせたあのオスプレイが名護市安部の海岸に墜落した重大事故、北中城村の若い女性が米軍属の男に殺害された事件、国から大臣どころか、政府の誰かが沖縄に来たのでしょうか。このイージス・アショア配備の最適な候補地とされた山口県と秋田県の地元が昨年の測量ミスなどの影響で配備計画に反対を表明したら国は沈黙していました。そして突如計画取りやめを発表し、同時に防衛大臣は現地におわびに行くことを表明し、今日、本日山口県に、そして21日には秋田県におわびに行きます、ご丁寧に。沖縄県に対する対応とのこの違いは何なのか。辺野古では軟弱地盤、そして7年間も隠してきた358件もの高さ制限に触れる建物など施設の存在、環境アセスメントなど、解決すべき問題が山ほどあるのに、これらの問題の解決方法を明確に示せないまま、県議選直後に工事を再開しました。高さ制限の問題は、アメリカ国内では到底容認できるものではないです。こういう問題は話にもなりません、アメリカの国内では。じゃあ、日本本土ではどうですか。日本本土では容認されるのでしょうか。普天間基地の県内移設が返還の条件だったとはいえ、これらの大きな問題を棚上げにして工事を続けることは容認できません。ただ、米軍にとって港も同時に使用できる一番都合のいい場所であるというだけで、そして辺野古以外の多くの候補地が一度反対されただけですぐに取り下げた中で、国が、辺野古が唯一というのでは沖縄県民の理解は到底得られません。沖縄県民の命と尊厳を著しく軽視しており、これこそ差別以外の何物でもありません。まさしく人権問題です、これは。

2番目に、世界一危険な普天間基地を一日も早く閉鎖すべきというのは本当なのか。17年前の2003年11月にラムズフェルド国防長官が空から普天間基地を視察して、世界一危険な基地だと言いました。それまで日本政府がこれを認識していたかどうか知りませんが、その後こぞって世界一危険な基地だと言い出しました。この世界一危険な基地を一日も早く閉鎖するために、辺野古新基地を建設するのだと言っています。この辺野古新基地を完成させるのに、最短でもこのあと10年かかります、12年、14年かかるとも言われています。一日も早くというのは10年後のことなんですか。これは誰が一体納得できますか。一日も早くというならば、県外か国外に移すべきです。

3番目に、沖縄に駐留している海兵隊は、極東アジアの安全保障上、不可欠な抑止力であると言いますが、本当なのか。沖縄に駐留する海兵隊は、極東アジアの安全保障のために抑止力と必要だと国は言いますが、全く違います。ハワイからインドまでを管轄するア

アメリカの第7艦隊は、世界一の規模と戦力を保有しており、横須賀を母港として、佐世保、沖縄、香港、シンガポールにいつでも自由に使用できる港があります。有事には50から60隻の艦船、350機の航空機、6万人の兵員を動員できます。抑止力というならこれで十分です。十分余りあります、抑止力は、羽田の二倍の広さの敷地があり、3,000メートル滑走路2本を有する極東最大の嘉手納基地もあります。嘉手納には戦闘機を含め100機を超える様々な任務を担う航空機が常駐しており、さらに12機の最新鋭の戦闘機もローテーションで飛来訓練を繰り返し、騒音などの問題が日常的に続いています。有事には、現在の嘉手納の保有戦力と同じ程度の規模の戦力をさらに受け入れる余裕が嘉手納にはあります。普天間基地にはキャンプ・コートニーや県内のほかの基地に駐留する第3海兵遠征軍、つまり海兵隊の兵士や物資の輸送を主な任務とするオスプレイが普天間に駐留しています。この遠征軍の海兵隊は沖縄や先島を守るためにいるのではなく、6か月交代で沖縄に駐留し、訓練をして、アメリカ本土に戻ったりアフガンやシリア、中東などへの遠征を任務としています。これが沖縄にいる海兵隊の任務なんです。極東アジアの安全保障のために、抑止力のために普天間基地、あるいはこれに代わる基地がどうしても沖縄に必要だという政府の説明は全く説得力がありません。詭弁です。

4番目に、沖縄県と信頼関係を築けないと国は言っているが、これは本当か。国は、沖縄県と信頼関係が築けないと言って対話を避けています。翁長前知事が2014年11月に10万票の差で当選し、12月に就任した直後のことを思い出してください。翁長知事は、政府に対話を申し入れて、何度も東京に足を運びました。しかし、会わないでくれという当時の自民党沖縄県連の意向があったとはいえ、4か月間も政府首脳と会うことができませんでした。元保守の立場であったものが反対側に回ったからだということでしょうか。そうならざるを得なかった沖縄の戦後歴史を理解していただきたい。沖縄県の知事が就任してから4か月も日本政府に相手にされなかったんです。翁長知事はとうとう言葉を絞り出すようにおっしゃいました。腹をくくったとおっしゃいました。あのとき、翁長知事の面談の申し入れを政府が遅滞なく受け入れていれば、辺野古の問題はまた今とは違う展開に十分になり得たんじゃないかと私は強く思っています。

最後の5番目に、沖縄県の経済発展について申し上げます。本当に普天間が世界一危険な基地で辺野古が唯一と言うならば、国はまず一度立ち止まって、沖縄県と真剣に、徹底的に協議すべきです。ここまで辺野古に固執するなら全国の73%を占める沖縄の米軍基地を半減するぐらいの思い切ったことをしていただきたい。アメリカにとっても中国のことを考えれば沖縄に基地が集中していることは賢明でないと本心では考えています。日本本土やグアムに分散させたい。しかし、これまでの経緯で沖縄には基地を容易に押しつけることができる。これが本当の現状なんです。アメリカは、とりわけディール、取引で成り立っている社会、国です。日本政府が本気になればやれないはずがないはずです。著しく不当な扱いを受けている沖縄のために、本気でアメリカと渡り合う気概のある骨のある官僚、外交官、政治家がいいるのでしょうか。那覇新都心と北谷ハンビータウンの例を見てください。広い基地が返還されれば、そこに産業が起きて地域経済が発展します。

以上、1つ、決して辺野古が唯一ではない、2つ目に、普天間が世界一危険な基地だと言われた後、普天間周辺の住民にとってこの17年間は何だったのか。またさらに10年間待たせるのか。それこそ一日も早く県外に、国外に移して閉鎖すべきです。3つ目の普天間

基地、または代替基地が極東アジアの安全保障のために沖縄に不可欠というのは全く当たりません。4つ目の国が沖縄県と信頼関係が築けないというのは、決して沖縄県の責任ではありません。5つ目の沖縄県の経済発展のためには、国が本気でアメリカと協議し、思い切った基地返還を迫るべきであり、これが実現すればそこに産業が起きて、辺野古新基地建設工事よりもっと多くの工事が発生し、ゼネコンや大手だけでなく、中小の企業にも事業が行き渡り、必ず経済発展につながります。以上の理由で私はこの陳情書の採択を支持し、皆さんにも訴えます。ありがとうございました。

○副議長 玉城 勇君 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより陳情第9号(令和元年) 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情について採決します。本件に対する委員長の報告は不採択であります。原案について採決します。本件を原案のとおり採択することに賛成する方は起立を求めます。

(起立少数)

○副議長 玉城 勇君 起立少数であります。したがって本件は、不採択することに決定しました。

日程第18. 陳情第14号(令和元年) 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情

○副議長 玉城 勇君 日程第18. 陳情第14号(令和元年) 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情について議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情第14号(令和元年) 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情 審査の経過 本件は、令和元年6月11日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では、令和2年6月12日に委員会を開き、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。

採決に入り、挙手少数による不採択であります。以上です。

○副議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第14号(令和元年)について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより陳情第14号(令和元年) 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情について採決します。本件に対する委員長の報告は不採択であります。原案について採決します。本件を原案のとおり採択することに賛成する方は起立を求めます。

(起立少数)

○副議長 玉城 勇君 起立少数であります。したがって本件は、不採択することに決定しました。

日程第19. 陳情第16号(令和元年) 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情

○副議長 玉城 勇君 日程第19. 陳情第16号(令和元年) 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情について議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情第16号(令和元年) 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情 審査の経過 本件は、令和元年6月11日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では、令和2年6月12日に委員会を開き、同日採決を行いました。討論に入り、国政選挙、県民投票の結果、容認できないとの反対討論がありました。採決に入り、挙手なしによる不採択であります。以上です。

○副議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

か。

(「進行」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第16号(令和元年)について討論を行います。討論ありませんか。

(「あり」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 まず、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 次に原案に反対者の発言を許します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 私は、今議題となっている陳情に反対する立場から討論をいたします。本陳情は、委員長報告と一部重複しますが、令和元年5月31日に受理され、昨年6月定例会に上程され、総務民生常任委員会に付託をされています。何回か継続審査となりましたが、少なくとも前回の3月定例会では十分な審議が尽くされているとして採決することを主張しましたが、またもや継続審査とされて今を迎えているものであります。内容的には、さきの陳情第9号(令和元年)、それから陳情第14号(令和元年)とは正反対の内容で、普天間飛行場を辺野古新基地に移すことを促進することを求めるものであります。2012年9月9日、10万人の県民大会において採択され、県内全市町村議会議長、全市町村長、県議会全会派代表、県議会議長、県知事及び県内経済会、労働会、女性青年など、各会の代表が署名したのが沖縄建白書であります。そして翌年、2013年1月28日に総理大臣に提出をされた沖縄建白書は、まさに全県民の一致した声であります。その内容は、1つ、オスプレイの配備撤回、2つ、米軍普天間基地を閉鎖、撤去し、県内移設を断念することです。

その後、紆余曲折はありましたが、その後の衆議院選挙、参議院選挙、知事選挙においては常にこの建白書実現を訴える勢力が多数票を占めています。さらに昨年、2019年2月の県民投票では選択肢が「賛成」、「反対」、「どちらでもない」の3択になって、全県民の参加するものとなり、埋立てに「反対」が43万4,273票、72.2%、「賛成」が11万4,933票、19.1%、「どちらでもない」が5万2,683票、8.8%と、埋立てに「反対」が「賛成」の約3.8倍でありました。また南風原町においては、「反対」1万2,960票、74.69%、「賛成」2,843票、16.39%、「どちらでもない」1,548票、8.92%と、南風原町では「反対」は「賛成」の4.5倍、全県よりも高い数値を示しました。先日行われた県議選挙において、自民党の議席が増えたことをもって菅官房長官は、辺野古基地建設への理解が進んだなどと述べたようですが、一体どの自民党候補が演説や遊説、選挙公報、ビラなどで辺野古埋立て容認を訴えたのでしょうか。これらは戦後このかた基地にまつわる事件、事故が絶えることなく続き、女性への暴行殺害遺棄、学校や保育園への戦闘機やヘリの墜落、部品落下

など、県民の命、人権が侵され続けていることが大きな要因と指摘されています。もちろん75年前の沖縄戦の体験がその背景にあります。

今般、秋田県、山口県への自衛隊イージス・アショアの設置計画が停止をされました。設置が停止をされ、計画が停止をされ、その理由は、地元の反対とコストが合わないとされました。そうであれば、当然この辺野古新基地建設も中止をすべきであります。これを受けて中谷元元防衛大臣は、辺野古新基地建設について十数年1兆円かかる、完成までには国政情勢は変わっていると述べ、辺野古移設の不合理性を説明し、見直しの必要性を示しています。建白書実現の立場を放棄し、今県議選挙で辺野古容認にまで転落をした勢力も今こそ改めて建白書実現で一致して当初の目的を達成するチャンスであります。よってこの陳情については、南風原町民をはじめ、県民が強く求めていることに従い、到底採択すべきものではなく、反対を表明し、皆様のご賛同をお願いするものであります。以上であります。

○副議長 玉城 勇君 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより陳情第16号(令和元年) 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情について採決します。本件に対する委員長の報告は不採択であります。原案について採決します。本件を原案のとおり採択することに賛成する方は起立を求めます。

(起立少数)

○副議長 玉城 勇君 起立少数であります。したがって本件は、不採択することに決定しました。

日程第20. 陳情第2号 2019年2月24日県民投票の民意を受け辺野古新基地建設断念を求める意見書の採択を求める陳情

○副議長 玉城 勇君 日程第20. 陳情第2号 2019年2月24日県民投票の民意を受け辺野古新基地建設断念を求める意見書の採択を求める陳情について議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情第2号 2019年2月24日県民投票の民意を受け辺野古新基地建設断念を求める意見書の採択を求める陳情 審査の経過 本件は、令和2年3月4日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では、6月12日に委員会を開き、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、

挙手少数による不採択であります。以上です。

○副議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第2号について討論を行います。討論ありませんか。

(「あり」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 まず、原案に賛成者の発言を許します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 それでは、陳情第2号に賛成する立場から討論を行います。本陳情は、委員長報告と一部重複しますが、令和2年2月21日に受理をされ、本年3月定例会に上程、総務民生常任委員会に付託されています。そして継続審査とされたものであります。さきに述べたように、国政選挙において建白書にうたわれた点を県民の民意として示したにもかかわらず、政府は選挙の争点はいろいろある、などと民意を無視して辺野古新基地建設を強行しています。それならばと、辺野古の埋立てに賛成か反対かをと、争点を明確にして民意を問うために行われたのが昨年2月24日の県民投票であります。さきの反対討論で述べたことと重複しますが、この県民投票の結果は、埋立てに「反対」が43万4,273票、72.2%、「賛成」が11万4,933票、19.1%、「どちらでもない」が5万2,683票、8.8%。そして南風原町においては、「反対」が1万2,960票、74.69%、「賛成」が2,843票、16.39%、「どちらでもない」が1,548票、8.92%と、「反対」は「賛成」の4.5倍であります。全県よりも高い数値を示しています。この南風原町民、そして県民の圧倒的な尊い意思に従い、先輩方の歩んできた歴史を踏まえて建白書で求めた町民、県民の訴えを実現するためにこの陳情を採択することは、町民の町民によって選出された私たち議会の当然の務めであると私は考えております。よって、この陳情を採択するように議員の皆様にご心から賛同のお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○副議長 玉城 勇君 次に原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより陳情

第2号 2019年2月24日県民投票の民意を受け辺野古新基地建設断念を求める意見書の採択を求める陳情について採決します。本件に対する委員長の報告は不採択であります。原案について採決します。本件を原案のとおり採択することに賛成する方は起立を求めます。

(起立少数)

○副議長 玉城 勇君 起立少数であります。したがって本件は、不採択することに決定しました。

○副議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午前11時53分)

再開 (午後0時03分)

○副議長 玉城 勇君 再開します。

日程第21. 請願第1号 那覇空港の愛称「飛び安里空港」の要請書について

○副議長 玉城 勇君 日程第21. 請願第1号 那覇空港の愛称「飛び安里空港」の要請書について議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん それでは請願第1号について報告いたします。請願第1号 那覇空港の愛称「飛び安里空港」の要請書について 審査の経過 本件は、3月4日に本会議において本委員会に付託されたものであります。委員会では、6月11日に委員会を開き審査を行い、同日に採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決の結果は、請願の趣旨を妥当とみなし、全会一致による採択であります。措置に関しましては、後ほど意見書及び決議書を提出いたします。提出者は大城勇太議員でございます。以上です。

○副議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから請願第1号について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより請願第1号 那覇空港の愛称「飛び安里空港」の要請書について採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○副議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本件は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第22. 意見書第3号 「飛び安里空港」を那覇空港の愛称として求める意見書

日程第23. 決議第3号 「飛び安里空港」を那覇空港の愛称として求める要請決議

○副議長 玉城 勇君 日程第22. 意見書第3号 「飛び安里空港」を那覇空港の愛称として求める意見書、日程第23. 決議第3号 「飛び安里空港」を那覇空港の愛称として求める要請決議について一括議題とします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 それでは読み上げて提案いたします。意見書第3号。令和2年6月19日。南風原町議会議長 知念富信殿。提出者 南風原町議会議員 大城勇太、賛成者 南風原町議会議員 赤嶺奈津江、玉城 勇、金城憲治、照屋仁士、宮城寛惇、大城真孝。「飛び安里空港」を那覇空港の愛称として求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

「飛び安里空港」を那覇空港の愛称として求める意見書 18世紀後半、世界で誰よりも先に鳥のように大空を飛んだ人、それが南風原町津嘉山に住んでいた私達南風原町の大先輩の「飛び安里」です。「鳥のように飛んでみたい」という人類の夢を実現させ、世界初の動力飛行で知られるライト兄弟より一世紀以上も前に大空を飛び、快挙として語り継がれ、また高津嘉山には「飛び安里」の初飛翔顕彰碑も建立されています。また、全国においても愛称のついている空港は数多くあります。南風原町が輩出した世界に誇れる偉大な大先輩「飛び安里」の偉業を広く世界に知らせるため、県外や海外の方々が沖縄入りして最初に目にする空の玄関「那覇空港」の愛称が「飛び安里空港」になれば、多くの旅行者が南風原町への訪問し、観光客も増え、南風原町の歴史的な文化遺産が多くのの人々に知れ渡り、町おこしの起爆剤になると心より願っています。

記 一、「飛び安里空港」を那覇空港の愛称として求める。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年(2020年)6月19日、沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 沖縄県知事。

引き続き、決議第3号を読み上げます。決議第3号。令和2年6月19日。南風原町議会議長 知念富信殿。提出者 南風原町議会議員 大城勇太、賛成者 南風原町議会議員 赤嶺奈津江、玉城 勇、金城憲治、照屋仁士、宮城寛惇、大城真孝。「飛び安里空港」を那覇空港の愛称として求める要請決議 上記の決議を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。文章及び記の内容については意見書第3号と同じでありますので、割愛させていただきます。あて先 沖縄県議会。以上、よろしく願いいたします。

○副議長 玉城 勇君 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第3号と決議第3号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって意見書第3号と決議第3号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第3号と決議第3号について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第3号 「飛び安里空港」を那覇空港の愛称として求める意見書について採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○副議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

これより決議第3号 「飛び安里空港」を那覇空港の愛称として求める要請決議について採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○副議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第24. 陳情第5号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情

○副議長 玉城 勇君 日程第24. 陳情第5号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情について議題とします。まず本件に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん それでは報告いたします。陳情第5号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情 審査の経過
本件は、6月9日に本会議において本委員会に付託されたものであります。委員会では6月11日に委員会を開き審査を行い、同日に採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決の結果は、陳情の趣旨を妥当とみなし、全会一致による採決であります。措置に関しましては、後ほど意見書を提出いたします。提出者は金城憲治議員です。よろしく願いいたします。

○副議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第5号について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより陳情第5号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情について採決します。本件に対する委員長の報告は採決であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○副議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第25. 意見書第4号 「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書

○副議長 玉城 勇君 日程第25. 意見書第4号 「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書について議題とします。まず本案に関し、提出者からの趣旨説明を求めます。5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 それでは読み上げて提案いたします。意見書第4号。令和2年6月19日。南風原町議会議長 知念富信殿。提出者 南風原町議会議員 金城憲治、賛成者 南風原町議会議員 赤嶺奈津江、大城勇太、玉城 勇、照屋仁士、宮城寛諄、大城真孝。「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書 日々、教育の発展のために、御努力いただいていることに敬意を表します。さて、今日の教育の抱えている課題を解決するためには、地域や子どもの状況を踏まえ多様な教育活動が推進できるよう、「当事者」である学校や市町村教育委員会が主体的に運営できる仕組みに改善することが喫緊の課題です。そのためには財政的な保障が必要であり、それは国としての責務です。義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として完全に定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなしています。しかしながら政府は、昭和60年度以降、義務教育費国庫負担制度の見直しを行い、これまで旅費、教材費、恩給費、共済費、公務災害補償基金、退職手当及び児童手当等義務教育に係る経費を相次いで一般財源化した経過があります。さらに、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は「2分の1」から「3分の1」に引き下げられ、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位となっています。現在においても、教職員給与費のさらなる一般財源化ばかりか義務教育費国庫負担金全額の一般財源化を推し進めようとするなどの動きがあります。もし、義務教育費国庫負担が無くなれば、自主財源の厳しい地方公共団体では、義務教育に十分な予算を回すことができなくなり、地方公共団体間での教育条件に大きな格差が生じます。特に、多くの離島僻地校を抱える本県は、非常に深刻な状況に置かれることが予想されます。子どもたちの教育条件に、地域による格差を生じさせてはなりません。少なくとも憲法に保障された義務教育においては、全国均質の教育条件を国の責任で保障すべきです。つきましては、以下の事項を強く求めます。

記 一、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持し、早急に国の負担を（2分の1以上に）拡充すること。一、教職員定数改善を速やかに実施するとともに、学校現場に必要な教職員を確保し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の配置を正規職として拡充できるようにすること。一、意欲と情熱を持って教育に取り組む優れた教員を確保するため、人材確保法を堅持し、勤務実態を踏まえた教員の処遇改善に努めること。一、教育関係予算を増額し、充実させること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和2年（2020年）6月19日、沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 内閣総理大臣、文部科学大臣。

○副議長 玉城 勇君 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第4号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって意見書第4号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより意見書第4号 「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書について採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○副議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第26. 陳情第6号 「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情

○副議長 玉城 勇君 日程第26. 陳情第6号 「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情について議題とします。まず本件に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん それでは報告します。陳情第6号 「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情 審査の経過 本件は、6月9日に本会議において本委員会に付託されたものであります。委員会では6月11日に委員会を開き審査を行い、同日に採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決の結果は、陳情の趣旨を妥当とみなし、全会一致による採択であります。措置に関しましては、後ほど意見書を提出いたします。提出者は照屋仁士議員です。よろしく願いいたします。

○副議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第6号について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより陳情第6号 「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情について採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○副議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第27. 意見書第5号 「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書

日程第28. 意見書第6号 「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書

○副議長 玉城 勇君 日程第27. 意見書第5号 「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書及び日程第28. 意見書第6号 「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書について一括議題とします。まず本案に関し、提出者からの趣旨説明を求めます。
8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは読み上げて提案をいたします。意見書第5号。令和2年6月19日。南風原町議会議長 知念富信殿。提出者 南風原町議会議員 照屋仁士、賛成者 南風原町議会議員 赤嶺奈津江、玉城 勇、金城憲治、大城勇太、宮城寛諄、大城真孝。「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書 日々、教育発展のために、御努力いただいていることに敬意を表します。さて、経済格差の拡大などによる就学援助児童生徒の増加、保護者等の多様な教育ニーズ、子どもたちの学力格差の拡大など、ますます教育現場では困難な状況が表れています。日本の学校の「1学級40人」の定数は国際的に見て異常な多さであり、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当た

りの児童生徒数が多い状態です。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかです。学校現場では個々に応じたきめの細かい指導や、ゆとりをもった授業が強く求められており、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。近年、30数年ぶり教職員定数の改正など、ある一定進んできました。2011年度は小学校1年生において「35人定数」を実現し、2012年度に加配定数で「小学校2年生まで35名定数」が拡大しています。沖縄県は独自の少人数学級施策として、小学校1年2年で条件が合えば「30人以下学級」、2012年度から小学校3年で「35人以下学級」、2014年度から中学校1年で「35人以下学級」、2016年度から小学校4年生で「35人以下学級」、2017年度から小学校5年生で「35人以下学級」、2018年度から小学校6年生で「35人以下学級」を進展させています。これら「少人数学級」の実現は、次代を担う子どもたちの教育をより良くしていくために必要不可欠な制度であり、実際に日本各地で何らかの形態で「少人数学級」の施策が実施されています。中には沖縄県より進んだ「少人数学級」が実現している他府県も多くあります。しかし、さまざまな教育課題をかかえる沖縄県では、それを解決するための「少人数学級」実現はまだまだ不十分な状況にあります。すべての子どもたちがどこに生まれ育ったとしても等しく良質な学校教育を受けられるようにすることは、多くの保護者・教育関係者の願いであると同時に、国はもちろん県・市町村も含めた行政の責任でもあります。そのためにも学校現場における「30人以下学級」の完全実現は急がれる課題になっております。次代を担う子どもたちの健やかな成長を願うこの要望をご理解の上、お力添えをいただきますよう下記の事項を強く要請いたします。

記 一、段階的に「35人以下学級」を実現するとした教職員定数改善計画を速やかに実施すること。一、さらに「30人以下学級」の早期・完全実現を国の責任で行うこと。特に、教職員定数の大幅な改善など人的措置・財政的な措置を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。令和2年（2020年）6月19日、沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 内閣総理大臣、文部科学大臣。

続きまして、意見書第6号を読み上げます。令和2年6月19日。南風原町議会議長 知念富信殿。提出者 南風原町議会議員 照屋仁士、賛成者 南風原町議会議員 赤嶺奈津江、玉城 勇、金城憲治、大城勇太、宮城寛諄、大城真孝。「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

条文に関しましては、意見書第5号と同じとなっておりますので割愛をさせていただきます。それでは記から読み上げていきたいと思っております。記 一、段階的に「35人以下学級」を実現するとした教職員定数改善計画を速やかに国に実施するよう要請すること。一、さらに「30人以下学級」の早期・完全実現ができるよう教職員定数の大幅な改善など人的措置・財政的な措置を国に要請すること。一、県独自にも「30人以下学級」が実現できるよう、枠の拡大や下限条件「25名以上」の引き下げに努力すること。一、「30人以下学級」に伴う教室増等の条件整備を市町村と連携して計画的に行うこと。一、増員される教職員は臨時採用ではなく、正規の教職員をあてるようにすること。以上、地方自治法第99条の

規定により意見書を提出します。令和2年（2020年）6月19日、沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 沖縄県知事、沖縄県教育委員会教育長。以上、よろしくお願ひします。

○副議長 玉城 勇君 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○副議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第5号及び意見書第6号につきましては、委員会の付託を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よつて意見書第5号及び意見書第6号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第5号及び意見書第6号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより意見書第5号 「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書について採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○副議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがつて本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

これより意見書第6号 「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書について採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○副議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがつて本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第29. 陳情第4号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情書（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第30. 陳情第7号 政府に消費税減税を求める意見書提出について（陳情）（閉会中の継続審査の申し出について）

○副議長 玉城 勇君 日程第29. 陳情第4号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情書、日程第30. 陳情第7号 政府に消費税減税を求める意見書提出について（陳情）の閉会中の継続審査の申し出について一括議題とします。総務民生常任委員長と経済教育常任委員長からそれぞれの委員会の審査について、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○副議長 玉城 勇君 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会において議案及び意見書等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○副議長 玉城 勇君 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和2年第2回南風原町議会定例会を閉会します。

閉会（午後0時35分）